



議第1344号

生産緑地法 第10条の2第3項に基づく
特定生産緑地の指定（意見聴取）

平成28年5月 都市農業振興基本計画 閣議決定

「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へ



平成29年6月 生産緑地法 改正

特定生産緑地制度 創設

生産緑地法

第10条の2第1項

1 市町村長は、**申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち**、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、**当該申出基準日※以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。**

※申出基準日：生産緑地の指定告示から30年経過する日のこと

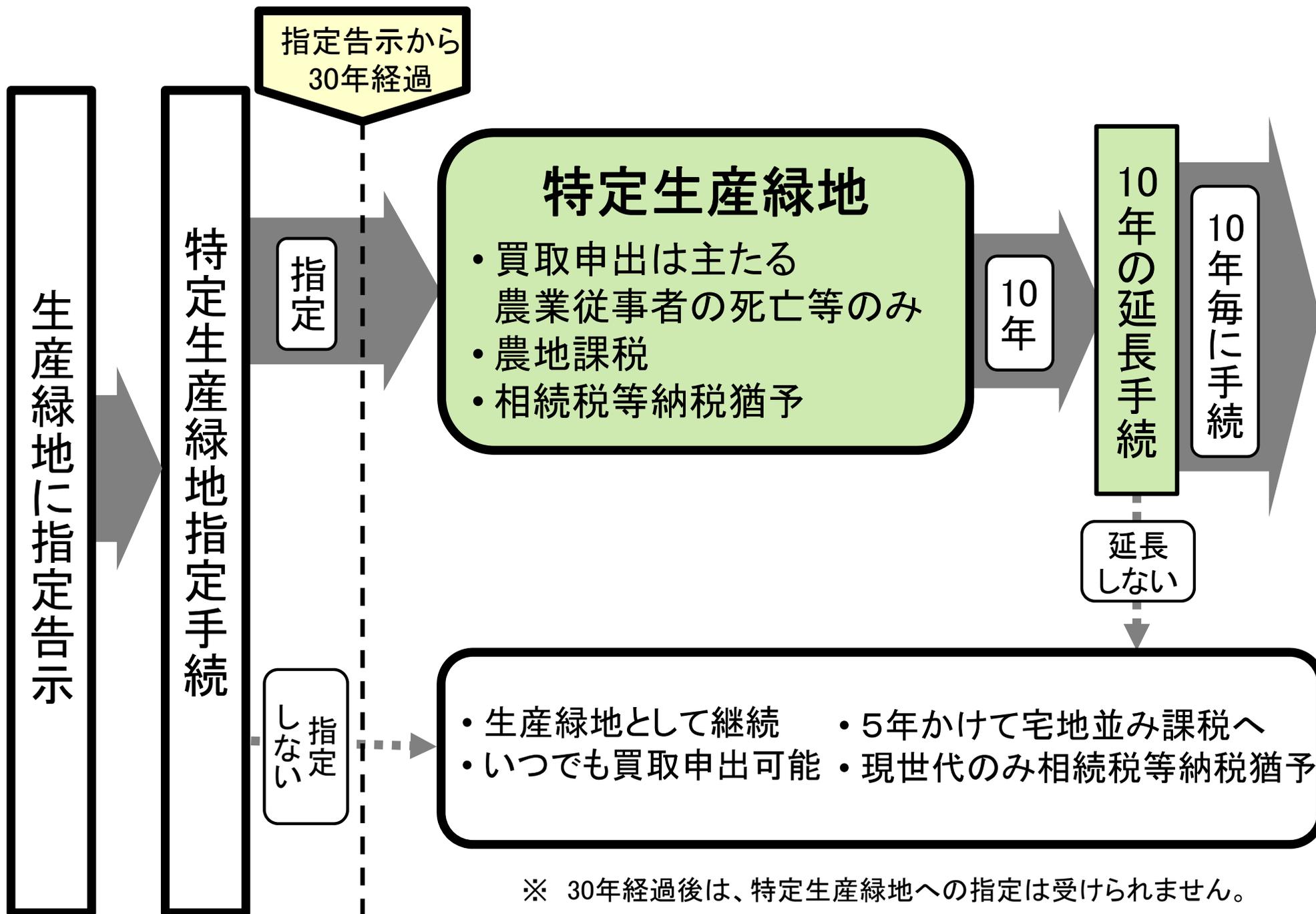
生産緑地法

第10条の2第2項

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して10年を経過する日とする。

第10条の2第3項

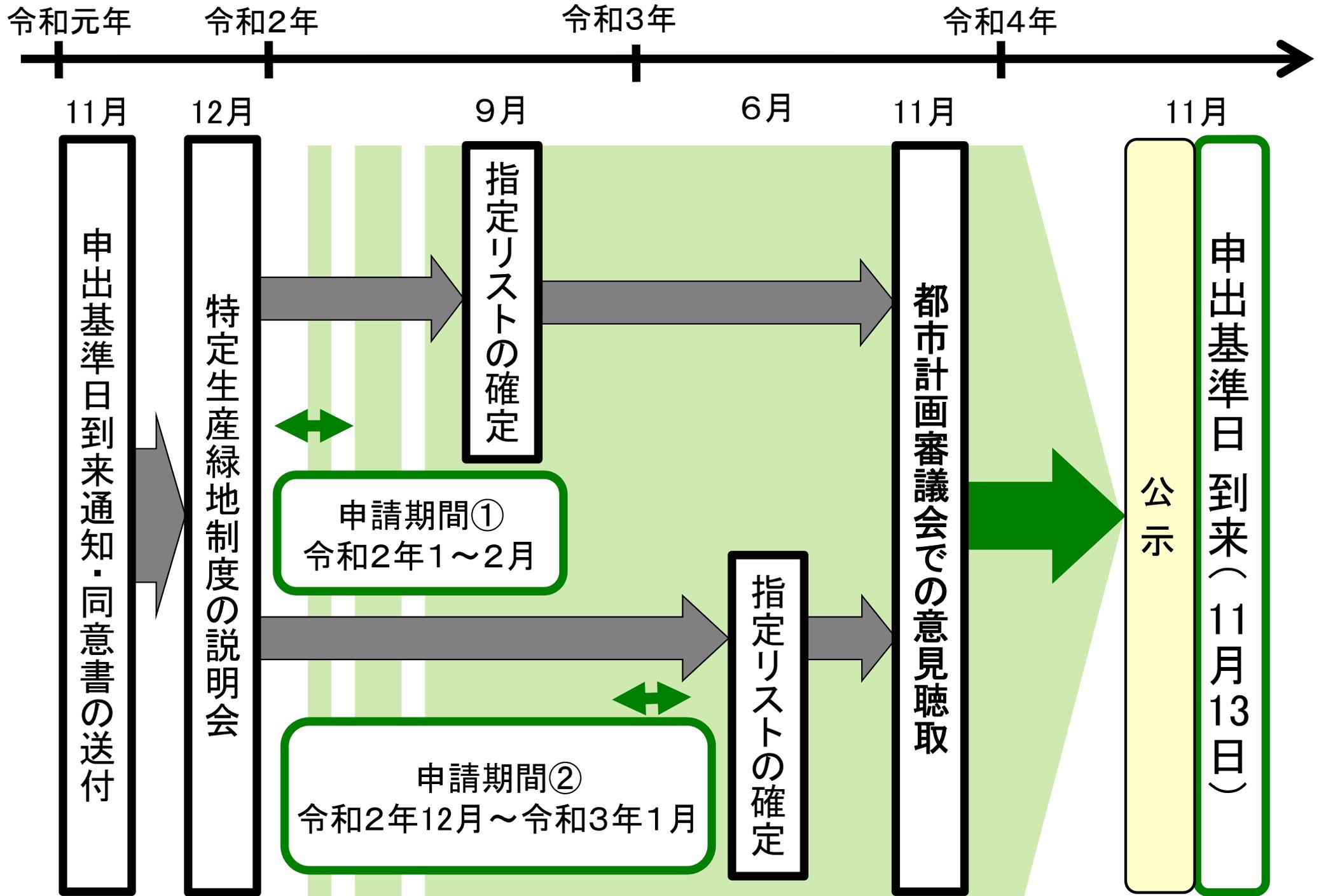
3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第3条第4項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。



■ 特定生産緑地の指定手続の流れ

平成4年指定の生産緑地

6



【横浜市特定生産緑地指定要領 第2条】

- 原則、1箇所300m²以上の規模であること ・ ・ ①
- 農地等として適正に管理されていること ・ ・ ②

【生産緑地法 第10条の2第3項】

- 農地等利害関係人の同意を得ること ・ ・ ・ ③
- 都市計画審議会の意見を聴くこと ・ ・ ・ ④

対象箇所

平成4年11月13日指定告示の生産緑地のうち、
特定生産緑地の指定要件①～③を満たすもの

全市の生産緑地地区指定状況

1,601箇所、約276.8ha

(令和2年12月時点)

平成4年指定(約1,090箇所、約189ha)

平成5年以降指定

今回の意見聴取対象
870箇所、約149.3ha

未申請等

約8割

■対象箇所的事例紹介（港北区）

綱島東二丁目

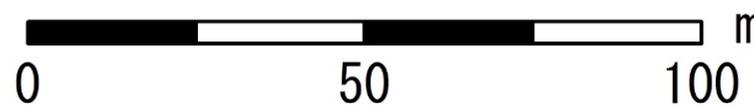


既存の生産緑地



港北120
約1,000㎡

令和3年1月撮影



■対象箇所的事例紹介（瀬谷区）

二ツ橋町



既存の生産緑地



瀬谷99
約4,150m²

令和3年1月撮影

